

届出内容		提出書類														
		申請書 (様式第1)	誓約書 (様式第2)	指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項	届出書 (様式第3)	給水装置工事主任技術者 選任・解任	機械器具調書及び 機械器具の写真(別表)	指定給水装置工事事業者 指定事項変更届出書 (様式第10)	指定給水装置工事事業者 廃止・休止・再開届出書 (様式第11)	登記簿謄本	定款の写し	住民票及び身分証明書	給水装置工事主任技術者 免状の写し	給水装置工事主任技術者 登録証の写し(任意)	給水装置工事主任技術者 の一覧表	事業所の案内図及び 外観及び内観写真
指定申請(法人)	水道法第25条の2	○	○		○	○			○	○		○	○	○	○	
指定申請(個人)	水道法施行規則第18~20条	○	○		○	○					○	○	○	○	○	
指定更新(法人)	水道法第25条の3の2	○	○	○		○			○	○		○	○	○	○	
指定更新(個人)		○	○	○		○					○	○	○	○	○	
事業形態の変更(個人→法人)		○	○		○	○		○	○	○		○	○	○	○	※1
変更等	給水装置工事主任技術者の選任				○		○					○	○	○		※2
	給水装置工事主任技術者の解任				○		○							○		
	氏名又は名称(法人)		○				○		○	○						※3 ※4
	氏名又は名称(個人)		○				○				○					
	法人の代表者		○				○		○	○						
	住所(法人)						○		○	○						
	住所(個人)						○				○					
	法人の役員氏名						○									
	事業所の名称・所在地						○								○	
	指定店の廃止・休止・再開							○								

※ ○印：提出するもの

※1 個人の指定店として廃止届を提出後、法人の指定店として新規の指定を受けること(届出は同時提出してよい。)

※2 当該事由が発生した日から、2週間以内に提出すること。

※3 変更のあった日又は、廃止・休止した日から30日以内に提出すること。 ※4 再開した日から10日以内に提出すること。

※5 指定・更新の申請手数料として10,000円の負担が発生します。